

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成20年12月19日(金曜日)
午前10時09分~午前10時21分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 布施文子 委員長 河本 芳久 副委員長
徳並 伍朗 委員 大中 宏 委員
原田 茂 委員 山本 昌二 委員
萬代 泰生 委員 有道 典広 委員
秋山 哲朗 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村 暢之 局長 佐伯 瑞絵 係長
佐々木 昭治 係長 田畑 幸枝 企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田 弘司 市長 林 繁美 副市長
阿野 繁治 市民福祉部長 山根 和彦 市民福祉部市民課長

午前10時09分開会

委員長（布施文子君） それでは只今から教育民生委員会を開会いたします。先程の本会議におきまして本委員会に付託されました追加議案1件につきまして審査いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

市長さんご報告等ございますか。

市長（村田弘司君） いえ、ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（布施文子君） 議長さんご報告等ございませんか。

議長（秋山哲朗君） ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（布施文子君） それではこれより審査を始めます。議案第19号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から説明を求めます。山根市民課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） それでは議案第19号美祢市国民健康保険条例の一部改正について説明させていただきます。参考資料の1ページ、新旧対照表の改正案の欄をご覧くださいと思います。今回の改正は第4条の出産育児一時金と、第5条の葬祭費についての改正となっております。出産育児一時金につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が12月5日に公布され健康保険法施行令が改正されたことに伴い、美祢市国民健康保険においても健康保険と同様の給付を行うことが適当であるため改正を行うものであります。内容といたしましては近年出産において通常の妊娠分娩にもかかわらず脳性麻痺等の障害が残り医療機関等に対する訴訟が増えていることから、国におきまして産科医療補償制度を創設し、その保険料が一分娩あたり3万円とされているため、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合に出産育児一時金を加算するものであります。条例におきましては、条例において規則に定めるところによりこれを3万円を上限として加算するとなっておりますので、規則におきまして一律3万円を加算するという規定を設けるようにしております。それと先程から産科医療補償制度という言葉が出ておりますが、この内容につきまして今お手元にお配りしております資料に基づきまして概要を説明させていただきます。

産科医療補償制度の概要というパンフレットですけど、これは平成21年1月1日から実施されるものでございまして、制度の目的は、安心して産科医療が受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに事故原因の分析を行い、将来の同種

事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としております。

次に、補償の仕組みでございますが、分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性まひとなったものに補償金を支払います。分娩機関は補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織とございますが、これは財団法人日本医療機能評価機構というところが運営組織となります、これが契約者となる損害保険に加入するものでございます。

次に、補償対象でございますが、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合でございますが、出生体重が2,000グラム以上、かつ在胎週数33週以上の方で身体障害者等級1・2級相当に子どもさんがそのような状態になった方でございます。ただし先天性要因等の除外基準が設けてございます。なお、在胎週数28週につきましては個別の審査がございます。補償金額は3,000万円、一時金が600万円、分割金として20年間で計2,400万円、合わせて3,000万円ということになっております。保険料は3万円ということでございます。以上が産科医療補償制度の概要です。なお12月2日現在でございますが、産科医療補償制度に加入している加入済の医療機関は98.2%になっておりますが、制度施行までにはすべての分娩機関が加入される予定でございます。

次に葬祭費についてでございますが、健康保険法では資格喪失3箇月以内に被保険者であったものが死亡した場合など埋葬料が支給されますが、国民健康保険においても葬祭費が支給され二重給付となっております、このため当条例に併給禁止の規定を設けるものでございます。施行日につきましては出産育児一時金は21年1月1日から葬祭費につきましては周知期間を置く必要があると考えておりますので、これは21年4月1日からとしております。以上で説明を終わります。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
はい、大中委員。

委員（大中 宏君） 先ほど一律3万円というふうに説明を受けましたけど、これは何か規定か何かにそういうふうなことを盛り込まれるのか。それとですね、これは一種の保険料ですよね。ということになると分娩のいかんにかかわらず全部お産をされたときに3万円を保険料としてこの機関のほうに支払われるのかということと、それからここでは1・2級としか書いてないですね。そうするとこれよりも等級の低い人もかなりおられますよね。そういう人の救済措置はどういうふうになるか、その3点

についてお尋ねします。

委員長（布施文子君） はい、山根課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） この条例では規則においてということが書いてございまして、規則において一律3万円を支払うという規定を設ける予定にしております。身体障害者1・2級だけが該当なのかということでございましたけど、この産科医療補償制度におきましては1・2級程度に該当される方という規定が設けてございまして、その他につきましてはこの制度の対象ではないということでございます。それともう1点ございましたですけど、この3万円を加算するということとはですね、医療機関が産科医療補償制度に加入している場合でございまして、制度施行までには一応すべての医療機関が加入されると考えておりますので、結局一律すべての方に3万円を給付するということになるかと思えます。よろしいでしょうか。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） かと思われまして、というのはちょっとひっかかるんですけど、出産者全員に支払われるわけですね。

委員長（布施文子君） はい、山根課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） この条例にもありますように、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合に加算するということになっております。ただし、万一加入されない医療機関でされた場合はこれまで同様に35万円ということになります。ただし、今言いましたようにすべての医療機関が加入される予定ですので、すべての方に38万円を支払うことになるかと考えております。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。ほかに、はい、山本委員。

委員（山本昌二君） 4月1日から施行されますが、既定予算で十分足りるわけですか。できるだけ多ごと新しい子どもたちが出生して命をあれしてもらいたいと思うんですけど、別に補正は出てこないけれどもその辺はどうなっておるかをお聞きします。

委員長（布施文子君） はい、山根課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） 今の予算的には、実績よりかなり予算がありますので補正は特に必要ございません。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（布施文子君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第19号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして、本日の本会議で本委員会に付託されました追加議案1件につきまして審査を終了いたしました。これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前10時21分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年12月19日

教育民生委員長 布施文子